

令和5年10月25日

一般社団法人福井県タクシー協会 会長 殿

## 最低賃金法遵守、長時間労働の削減及び転倒災害防止に係る要請書

平素は、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の流行以降、タクシー事業者においては運賃収入の減少等により、タクシー運転手に係る最低賃金を下回る賃金での支払いが問題となっております。この最低賃金を下回る賃金での支払いの原因の一つに、最低賃金を下回らないように定めているはずの保障給が最低賃金改定にあわせて変更されていないという点があります。

令和5年10月1日に改定された福井県最低賃金(時間額 931 円)は、過去最大の引上げ額(43 円引上げ)かつ最大の引上げ率(4.8%引上げ)でありますので、これに併せて保障給を変更していないと別添1のとおり保障給を支払っているのに最低賃金法違反となる等の問題が生じるおそれがあります。

また、福井県では冬季に別添資料2のとおり転倒災害等の労働災害増加が懸念されるとともに、自動車運転の業務においては、別添資料3のとおり労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から適用され、更に別添資料4のとおり改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準)」も令和6年4月1日から適用されます。

貴協会におかれましては、これまでも、働き方改革関連法をはじめ労働関係法令の遵守及び労働災害防止に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、会員事業場に対する周知啓発への御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、別添5の業務改善助成金なども御活用いただき、会員事業場における労働者の賃金引上げについても、御検討いただくようお願い申し上げます。

福井労働基準監督署長



タクシー事業者のみなさまへ

# タクシー運転者の最低賃金について



**必ずチェック 最低賃金! 使用者も 労働者も**



**厚生労働省**

都道府県労働局・労働基準監督署



## 1. 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度で、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と特定地域内の特定の産業に適用される「特定(産業別)最低賃金」があります。

仮に、労働者、使用者双方の合意の上で最低賃金額より低い賃金を定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

したがって、使用者が、最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。



## 2. タクシー運転者に適用される最低賃金額

タクシー運転者には、地域別最低賃金が適用されます。賃金制度が、「固定給+歩合給(出来高払)制」の場合も、いわゆる「オール歩合給制」の場合も、1時間あたりに換算した賃金額が、都道府県ごとに定められた最低賃金額(※)を下回らないようにすることが必要です。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則(50万円以下の罰金)が定められています。

※ 金額は毎年度見直されますので、次のウェブサイトでチェックしてください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト <http://pc.saiteichingin.info/>

### ◆タクシー運転者の賃金制度

タクシー運転者の賃金制度の取扱いについては、次のとおりとすることが必要です。

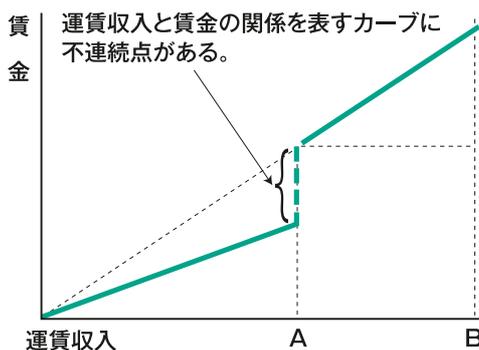
#### ●保障給の定め

歩合制度が採用されている場合は、労働時間に応じ、一定の賃金が得られるよう保障給を定めなければなりません。また、保障給は、固定的給与とあわせて通常の賃金の6割以上を保障し、かつ、最低賃金額を上回っていることが必要です。(※)

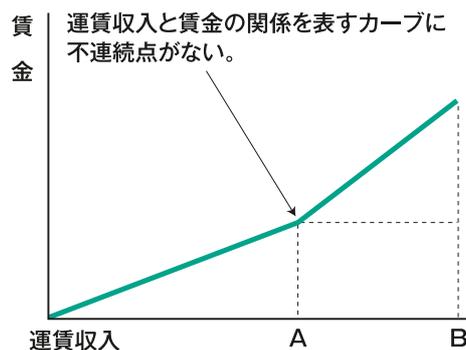
#### ●累進歩合制度の廃止

累進歩合制度(トップ賞や奨励加給を含む。)は、長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、廃止してください。

1. 累進歩合給制



2. 一般の歩合給制



※現在の福井県最低賃金は931円ですので、月の平均所定労働時間が173時間の場合には、保障給が16万1063円以上でない最低賃金を下回ってしまいます。



### 3. 実際の賃金と最低賃金との比較方法

次の事例で、ある月の賃金と最低賃金との比較方法を（1）固定給+歩合給制の場合と（2）オール歩合給制の場合でそれぞれ説明します。



#### 【事例】

月間総労働時間	}	所定労働時間…170時間
200時間		時間外労働時間…30時間(うち深夜労働時間…15時間)

#### (1) 賃金が固定給+歩合給制の場合

総支給額 164,775円	}	固定給(ただし、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除く。)…85,000円
		歩合給 ……56,000円
		固定給に対する時間外割増賃金…18,750円(85,000円÷170時間※×1.25×30時間)
		固定給に対する深夜割増賃金 ……1,875円(85,000円÷170時間※×0.25×15時間)
		歩合給に対する時間外割増賃金 ……2,100円(56,000円÷200時間×0.25×30時間)
		歩合給に対する深夜割増賃金 ……1,050円(56,000円÷200時間×0.25×15時間)
		※月によって所定労働時間が異なる場合は、1年間における1カ月平均所定労働時間数

#### ◆時間当たりの賃金額の算出

##### ●ポイント

「固定給の時間当たりの賃金額」は固定給の額をその月の所定労働時間、「歩合給の時間当たりの賃金額」は歩合給の額をその歩合給を得るために働いた総労働時間(所定労働時間+時間外労働時間)で、それぞれ割って得た額を合算したものが「時間当たりの賃金額」となります。ただし、固定給のうち精皆勤手当、通勤手当、家族手当は除きます。

固定給の時間当たりの賃金額 = 固定給÷所定労働時間…①

歩合給の時間当たりの賃金額 = 歩合給÷月間総労働時間…②

時間当たりの賃金額

= ①固定給の時間当たりの賃金額+②歩合給の時間当たりの賃金額

固定給と歩合給のそれぞれの時間当たりの賃金額は、

固定給85,000(円)÷所定労働時間170(時間)=500(円)…①

歩合給56,000(円)÷月間総労働時間200(時間)=280(円)…②

となり、固定給と歩合給の合算額 780円(=①+②)が、時間当たりの賃金額となります。

#### ◆最低賃金額との比較

タクシー事業者の所在地である〇〇県の地域別最低賃金が764円の場合、

**780円>764円**

となり、最低賃金以上となっています。

※時間外と深夜の割増賃金は、最低賃金額との比較にあたって算入されません。

※上の事例において、現在の福井県最低賃金(931円)の場合には、最低賃金未滿となり違法となります。



## (2) オール歩合給制の場合

総支給額 152,100円

}	歩合給…144,000円
	時間外割増賃金…5,400円(144,000円÷200時間×0.25×30時間)
	深夜割増賃金…2,700円(144,000円÷200時間×0.25×15時間)

### ◆時間当たりの賃金額の算出

#### ●ポイント

歩合給の時間当たりの賃金額は、歩合給の額をその歩合給を得るために働いた総労働時間(所定労働時間+時間外労働時間)で割って計算します。

**歩合給の時間当たりの賃金額=歩合給÷月間総労働時間**

歩合給の時間当たりの賃金額は、

**歩合給144,000(円)÷月間総労働時間200(時間)=720(円)**

となります。

### ◆最低賃金額との比較

タクシー事業者の所在地である〇〇県の地域別最低賃金が764円の場合、

**720円<764円**

となり、時間当たりの賃金額が最低賃金額を44円下回っていますので、最低賃金額との差額と、差額に対する割増分を支払う必要があります。

※時間外と深夜の割増賃金は、最低賃金額との比較にあたって算入されません。

※上の事例において、現在の福井県最低賃金(931円)の場合には、211円(931円-720円)下回っていることとなります。



時間外および深夜の割増賃金を歩合給に含む賃金制度を採用している場合、歩合給相当部分と割増賃金相当部分の区分が分からず、時間額に換算できません。

したがって、このような賃金の支払方法を採用している事業場においては、歩合給相当部分と割増賃金相当部分を就業規則などで明らかにし、その上で、上記(2)の例に従って時間当たりの賃金額を計算し、最低賃金額と比較する必要があります。

**詳しくは最寄りの都道府県労働局労働基準部賃金課室  
または労働基準監督署におたずねください。**

# 冬季無災害運動推進

運動期間

令和5年12月1日～令和6年2月29日

## こんな所が危険です！

### 屋外通路

### 出入口 (段差・スロープ等)

### 駐車場 (車周辺+歩行中)

冬季特有災害の事故の型では転倒災害が大部分を占め、特に事業場玄関、屋外通路、駐車場で多く発生しています。

冬季特有災害の半数は気温の低い深夜から早朝に発生しており、最高気温が氷点下の日には昼間時間帯にも多く発生しています。翌日が氷点下まで冷え込む前日には、注意喚起をしましょう。

冬季無災害期間前に、**照明設備の確認**や**凍結防止剤・マット等**の準備をしましょう。

## 凍結も圧雪もシャーベットも 転倒リスクが潜んでいます

### 転倒災害防止のポイント

- ① 屋外通路には、凍結防止剤を散布することにより凍結による転倒災害を防止する。
- ② 事業場玄関には、転倒防止用シート・マットを敷くことにより、滑りにくくし転倒災害を防止する。
- ③ 夜間・早朝の駐車場から事業場玄関までを安全に歩行できるように、十分な照明設備を備え、転倒災害を防止する。
- ④ 耐滑性の高い靴を履くことで、滑りにくくし転倒災害を防止する。
- ⑤ 屋外歩行では、両手に荷物を持ったり、ポケットに手を入れるなどせず、万が一転倒しても受け身を取れるようにし、被害を最小限にする。



働き方改革は進んでいますか？

改正労基法の適用猶予が順次**廃止**されています



Point 1

自動車運転の業務においても時間外労働の上限規制が適用されます（罰則付き）

2019（平成31）年4月1日に施行された改正労働基準法が5年の猶予を経て、2024（令和6）年4月1日から自動車運転の業務に従事する労働者にも上限規制が適用されます。

	～2024（令和6）年3月31日	2024（令和6）年4月1日～
自動車運転の業務	上限規制は適用されない。 <b>今ここ！ これから変わります</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別条項付き36協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間（休日労働を含まない）。</li> <li>・時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規制が適用されない。</li> <li>・「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制が適用されない。</li> </ul>

時間外労働の上限規制

現在

1年 1,248時間※



2024（令和6）年4月1日～

1年 960時間

1年 288時間  
1か月 24時間  
の削減が必要!!

※所定労働時間8時間・休憩1時間と仮定  
 $40H \times 52W = 2,080H$  (年間法定労働時間)  
 $2,080 \div 8 = 260H$  (年間休憩時間)  
 $299H \times 12M - 2,080H - 260H = 1,248H$  [総拘束時間より算出]

改善基準告示の改正

日勤の1か月の拘束時間

299時間 ⇒ (改正後) 288時間

日勤の1日の拘束時間

原則13時間、最大16時間 ⇒ (改正後) 原則13時間、最大15時間

日勤の1日の休息期間

継続8時間 ⇒ (改正後) 継続11時間を基本とし、継続9時間

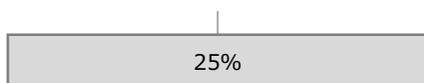
※「車庫待ち」の労働者には別途規定があります。

R6.4～  
改善基準告示が  
改正されます！

Point 2

時間外労働の割増賃金率が変わりました！

R5.3.31までの  
割増率



中小企業の適用猶予措置が  
2023（令和5）年3月31日に廃止されました。

60時間を超えた時間外労働に対し、**50%以上**の割増賃金を支払わねばなりません。

現在の割増率



お困りごとはございませんか？ ご相談は①でも②でも承ります。

## ① ふくい働き方改革推進支援センター (にご相談ください)



**無料で専門家(社労士)にご相談いただける  
ワンストップ支援の相談窓口があります**

(厚生労働省福井労働局委託事業)



人手不足に対応するために  
どのようにしたらよいか教えて  
ほしい

助成金を活用したいが  
利用できる助成金が  
わからない

労働時間を短縮したい

年次有給休暇の取得率を  
上げるにはどうすればよいか



そのお悩み、解決できるかもしれません！

4つの取組をワンストップで支援します。  
すべての事業主の方がご利用いただけます。

長時間労働の是正

同一労働同一賃金

生産性向上による  
賃金引上げ

人手不足の解消  
に向けた雇用管理改善

### 【個別訪問によるコンサルティング】

労務管理の専門家(社会保険労務士)が訪問し、  
コンサルティングを行います

### 【相談支援】

電話・メール・来所・オンラインで相談にお答えします

### 【各種セミナー】

専門家によるセミナーを開催しています

福井市西木田2丁目8-1

福井商工会議所ビル1階

### ふくい働き方改革推進支援センター

(受託者：全国社会保険労務士会連合会)

☎ 0120-14-4864 (通話無料)

✉ fukui-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp

受付時間 | 午前9時～午後5時

(土日祝・年末年始を除く)

## ② 各署の労働時間相談・支援班 (ご相談ください)

労働基準監督署の労働時間相談・支援班が  
改正労働基準法・労務管理改善などのご説明をいたします

立入調査では  
ないので  
法違反の是正指導  
はしません

改正労基法の内容を  
もっと聞きたい

☞わかりやすく丁寧に説明します

もちろん  
無料です

そもそも労働基準法にはどんな  
ルールが定められているの？

☞基本から丁寧に説明します

労務管理上の課題を  
探りたい

☞実情を伺いながら一緒に考えましょう



他社は  
どう対応しているの？

☞他社の改善事例をご紹介できるかもしれません

約1,000社以上の企業にご利用いただいております！

最寄りの労働基準監督署まで、お気軽にご相談ください！

福井労働基準監督署 福井市開発1丁目121番地5

☎ 0776-54-6167

武生労働基準監督署 越前市中央1丁目6番4号

☎ 0778-23-1440

敦賀労働基準監督署 敦賀市鉄輪町1丁目7番3号

☎ 0770-22-0745

大野労働基準監督署 大野市弥生町1番31号

☎ 0779-66-3838



令和  
6年4月～  
適用



タクシー・ハイヤー運転者の

事業主の皆様へ  
ご存じですか？

# 改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



日勤の1か月の拘束時間

改正前(月換算)

299時間

改正後

288時間

日勤の1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を  
基本とし、継続9時間

※隔勤については裏面を参照

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



# タクシー・ハイヤー運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

日勤	1か月の拘束時間	<b>288時間以内</b>
	1日の拘束時間	<b>13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)</b>
	1日の休息期間	<b>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b>
隔勤	1か月の拘束時間	<b>262時間以内</b> (※1) ※1：地域的その他特別な事情がある場合、労使協定により270時間まで延長可(年6か月まで)
	2暦日の拘束時間	<b>22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回あたり21時間以内</b>
	2暦日の休息期間	<b>継続24時間以上与えるよう努めることを基本とし、22時間を下回らない</b>
車庫待ち等の自動車運転者(※2)	日勤	<p>1か月の拘束時間：288時間以内(労使協定により1か月300時間まで延長可)                      1日の拘束時間：以下の要件を満たす場合、1日24時間まで延長可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える</li> <li>・1日16時間超が1か月について7回以内</li> <li>・夜間4時間以上の仮眠時間を与える(18時間超の場合)</li> </ul> <p>※2：車庫待ち等の自動車運転者とは、次の要件を満たす者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと</li> <li>・勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っていないこと</li> <li>・夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること</li> <li>・原則として、事業場内における休憩が確保される実態であること</li> </ul>
	隔勤	<p>1か月の拘束時間：262時間以内(労使協定により1か月270時間まで延長可)                      (さらに、※3の要件を満たす場合、10時間を加えた時間まで延長可)                      2暦日の拘束時間：※3の要件を満たす場合、24時間まで延長可</p> <p>※3：・2暦日22時間超及び2回の隔日勤務の平均が21時間超の回数が1か月について7回以内                      ・夜間4時間以上の仮眠時間を与える</p>
予期し得ない事象	<p>予期し得ない事象への対応時間を、1日と2暦日の拘束時間から除くことができる(※4,5)                      勤務終了後、休息期間(1日勤務：継続11時間以上、2暦日勤務：継続24時間以上)が必要</p> <p>※4：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと</li> <li>・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと</li> <li>・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと</li> <li>・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと</li> </ul> <p>※5：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。</p>	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	
累進歩合制度	累進歩合制度は廃止する (長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されるため)	
ハイヤー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労使当事者は、36協定の締結にあたり、以下の事項を遵守すること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 時間外労働時間は、1か月45時間、1年360時間まで</li> <li>→ 臨時的特別な事情で限度時間を超えて労働させる場合にも、1年960時間まで</li> </ul> </li> <li>・36協定において、時間外・休日労働時間数をできる限り短くするよう努めること</li> <li>・疲労回復を図るために必要な睡眠時間を確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与えること</li> </ul>	

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。  
 (注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。

# 設備投資をお考えの事業主の皆さま!

生産性を上げて、最低賃金を引き上げ!

## 令和5年度「業務改善助成金」

いますぐ、ご確認ください

### 対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- 福井県の場合は**  
令和5年9月30日まで **938円以下**  
令和5年10月1日から **981円以下**
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

### 支給の要件

- 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

**事業場規模50人未満であれば、賃金引上げ後の申請も可能です。**

### 概要

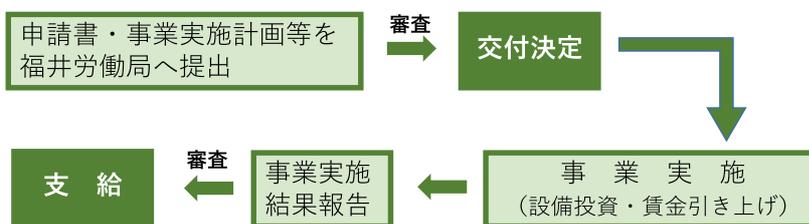
令和5年8月31日に拡充されました!

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。**\*年度内に2回の申請も可能です。**

【設備投資等】 機器・設備の導入、経営コンサルティングなど

生産量要件※1 または 物価高騰等要件※2 に該当する場合は、特例としてパソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。

### 手続きの流れ



### ご留意いただきたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。  
【申請期限】令和6年1月31日 【事業完了の期限】令和6年2月28日

区分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 (下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上※
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

【助成率】 ( )内は生産性要件を満たした場合

申請事業場の事業場内最低賃金が、

**900円未満 → 9/10**

**900円以上950円未満 → 4/5 (9/10)**

**950円以上 → 3/4 (4/5)**



申請様式等、詳しくはコチラ



※ 10人以上の上限額区分は、申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者、生産量要件または物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

※1 生産量要件:新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の平均値が、前年、前々年または3年前同期に比べ、15%以上減少している事業者をいいます。

※2 物価高騰等要件:原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、最近3か月間のうち任意の1月における売上高総利益率又は売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント低下している事業者をいいます。

### 福井県内での

### 「活用事例」



### 【食品製造業】受注接客販売をDX化

導入前	店舗での接客販売と電話注文により菓子の販売を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>「受注管理システム」を導入し、受注機能のあるホームページを作成した</li> <li>ネット注文が可能となり、顧客対応の時間を短縮することができた</li> <li>ネット上で集客が可能になり、売上も増加した</li> <li>従業員の負担軽減につながり、環境改善が図られた</li> </ul>

【サービス業】 勤怠管理システムの導入	
導入前	手作業でデータ入力を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ データ処理が格段に速くなった</li> <li>➤ 出退勤の打刻漏れが無くなった</li> <li>➤ 勤怠管理や給与計算に使っていた時間を他の業務に費やすことができるようになった</li> </ul>

【飲食業】 セルフオーダーシステムの導入	
導入前	ホールスタッフが注文を取っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 注文から料理提供までのスピードが速くなり顧客の回転率がアップした</li> <li>➤ メニューや料理説明の多言語表示が可能となり外国人の顧客への対応がスムーズに行えるようになった</li> </ul>

【宿泊業】 セルフ決済システムの導入	
導入前	チェックアウト時にフロントが込み合っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ フロントの混雑が解消された</li> <li>➤ フロント業務の繁忙時に人員を集中させるためのシフト調整が不要となった</li> </ul>

【サービス業】 POSレジシステムの導入	
導入前	清算機能のみを有するレジを使用していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ セールなどの割引の際、毎回、手入力する必要が無くなり、清算ミスも減少した</li> <li>➤ 顧客のレジ待ち時間が短縮した</li> </ul>

【建設業】 フォークリフトの導入	
導入前	資材の運搬積み下ろし作業を既存のフォークリフトと手作業で行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 複数台のフォークリフトを同時に稼働することで作業時間が大幅に短縮した</li> <li>➤ 手作業での資材の積み下ろし作業が軽減された</li> </ul>

【卸売業】 WEB会議システムの導入	
導入前	本社と工場が同一敷地内に無いため、会議をする場合、お互いに行き来していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ オンラインで会議ができるため、お互いに行き来する必要が無くなった</li> <li>➤ 打ち合わせ画面の保存や共有が可能となり、より質の高い会議ができるようになった</li> </ul>

【医療福祉業】 リフト付き特殊車両の導入	
導入前	車椅子対応ができる車両が不足していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ リフト付き特殊車両を導入し、車椅子が必要な利用者の送迎時間が短縮した</li> <li>➤ 送迎時の人員の削減、作業能率が向上し、時間の有効活用が可能になった</li> </ul>

【小売業】 専門家による業務フローの見直し	
導入前	社内独自の方法により業務を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 専門家による指導・研修を受ける</li> <li>➤ 現状把握から改善方法の提案を受ける</li> <li>➤ ムダの削減により収益アップにつながり、従業員のスキルも向上した</li> </ul>

【飲食業】 食器洗浄機の導入	
導入前	手作業で行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 洗浄・消毒を機械化した</li> <li>➤ 洗浄時間が大幅に短縮された</li> <li>➤ 時間に余裕ができ、接客対応の向上がみられ、回転率も上がった</li> </ul>

【サービス業】 除雪機を導入	
導入前	人力により事務所周辺の除雪を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 手作業で行っていた除雪作業時間が大幅に短縮した</li> <li>➤ 従業員への身体的負担が軽減された</li> </ul>

<p>&lt;お問い合わせ先&gt;  <b>業務改善助成金</b>            コールセンター            TEL 0120-366-440</p>	<p>&lt;申請先&gt;  <b>福井労働局雇用環境・均等室</b>            福井市春山 1-1-54            TEL 0776-22-0221</p>	<p>&lt;賃金引上げに向けたワンストップ無料相談窓口&gt;  <b>ふくい働き方改革推進支援センター</b>            福井市西木田 2-8-1            TEL 0120-14-4864</p>
---	--	---